平成２５年（フ）第１００号
愛知県新城市市場台１丁目５番地７　レオパレス市場台208号
債務者　近藤　眞司
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１０２号
愛知県豊橋市東岩田４丁目１番地18
債務者　河合　知子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１１号
宮城県気仙沼市本吉町林の沢３番地
破産者　木村　勝信
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第７３７号
大阪市大正区三軒家東１丁目17番９号　ビスタ大正ハイツ201号
破産者　吉田　隆彦
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８２９号
大阪市平野区長吉出戸６丁目５番14号
破産者　笹野　裕子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８９号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目６番21号　エバーグリーン西田辺ハイツ326号、開始決定時の住所大阪市東成区中本５丁目12番41―201号
破産者　カレーハウスココットこと　大澤　正実（旧姓北出）
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８０７号
札幌市豊平区福住１条９丁目５番９号　ヴィサージュ橘103号
破産者　山本　　了
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４６号
札幌市東区北47条東10丁目４番19号
破産者　半田　　淳
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
岩手県久慈市長内町第24地割176番地　岩崎アパート10号
破産者　大久保貴光
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第１７９号
埼玉県熊谷市船木台２丁目１番地12
破産者　小松　愛彦
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３４９号
埼玉県児玉郡美里町大字甘粕103番地２
破産者　志塚　久江
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５９号
埼玉県羽生市南羽生２丁目12番地28
破産者　尾身　惠子
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５２５号
神奈川県綾瀬市寺尾西２丁目５番20号　クレールコート富士203
破産者　鹿島　栄作
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７６号
静岡県御殿場市中山233番地の３、開始決定時の住所相模原市中央区相模原４―３―20リーデンススクエア相模原1211、住民票の住所相模原市中央区矢部１丁目８番22号
破産者　東條　　裕
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２２２６号
名古屋市名東区高針荒田1011番地、住民票上の住所名古屋市名東区梅森坂西１丁目801番地の69
破産者　鈴木　成宏
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５３１号
名古屋市西区幅下１丁目13番18号　かね吉アルファビル401号
破産者　吹越　真二
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９５号
名古屋市天白区久方１丁目149番地　相生山団地23号棟101号室
破産者　吉田　保夫
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８９号
大阪府貝塚市王子928番地42
破産者　烏野　三郎
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係